2020 年 9 月 15 日

少年法の厳罰化＝法制審少年法･刑事法部会「取りまとめ」の内容に反対します。

NPO 法人非行克服支援センター
理事長　小笠原　彩子

９月９日、法制審議会少年法・刑事法部会の第 29 回会議が開催され、「取りまとめ（案）」が可決されました（反対は日弁連委員のみ）。今後は、法制審議会総会を経て、来年の通常国会で審議されることになります。法制審議会では、18・19 歳について「成長発達途上にあって可塑性を有する存在である」としながら、現行少年法の適用年齢 20 歳未満の維持を明言せず、「今後の立法プロセスにおける検討に委ねる」という法制審議にあるまじき、きわめて無責任に国会への丸投げを行いました。

「取りまとめ」における具体的問題点を、私たちは、以下のように考えます。

１　「逆送」の対象事件を大幅に拡大したこと。

少年法の「原則逆送」（検察官送致）事件は「被害者の生命が損なわれた場合」という明瞭な基準がありました。今回、拡大された「短期 1 年以上の自由刑にあたる」という基準は不明確です。例えば「強盗」といっても、成人の主犯に引きずられたものなどもあり、態様は幅広く、この様な事件こそ「原則逆送」とすべきではなく、少年の抱える問題性に応じた教育的処遇がなされるべきです。

２　実名報道（推知報道）を認めたこと。

少年審判を経て、刑事事件として起訴された場合には実名報道してかまわないとするものです。匿名が守られるべき現状ですら、インターネット等に実名が垂れ流され、当該少年も家族も、転居・転職をせざるを得ない等の問題が起きています。今後、実名報道が拡大することにより、少年の「立直り」に大きな支障が出ることは明らかです。

３　一定の職業等の資格制限を受けること

現行少年法により、20 歳未満の少年は、少年院等の保護処分を受けても、仮に刑事裁判を受けたとしても、「前科者」にはなりません。しかし、今回の「取りまとめ」では、刑事裁判で一定の処罰が確定すると「前科」となります。更生しても公務員になることは困難になり、看護師免許や教員免許、建築士免許等の国家資格も得られなくなります。各法律ごとに配慮することがうたわれていますが、少年の「立ち直り」のための教育機会は、大幅に奪われてしまいます。18・19 歳には高校生、大学生が

数多くいることが明らかであるにも関わらず、教育機会や社会復帰の機会を奪うことになります。

4　18・19 歳を「ぐ犯（虞犯）」から外したこと。

「ぐ犯」には再犯危険性が高いものが少なくなくありません。18・19 歳の「ぐ犯」を一切認めないことは、若年成人犯罪の発生率を高める危険に直結していくと考えます。「ぐ犯」を認め、少年司法のもつ「立直り」のための教育の機会を 18・19 歳にも残しておく必要があります。

5　不定期刑の適用除外を認めたこと。

現行少年法では、刑事裁判となった場合でも有期刑ではなく不定期刑が原則とされ、その上限は 15 年とされていま。今回この適用を除外すると、上限は成人と同様に懲役刑が 30 年になります。18 歳・19 歳に長々期の服役をさせれば、家族との交流も希薄化し、社会復帰が一層困難になることは明白です。

6　大人の事件と同様に、非行の「軽重」だけを重視していること。

この「取りまとめ」では、非行行為の軽重によって、「原則逆送」事件か少年事件となるかが決まります。この考え方は、非行（犯罪）行為とそれに直結する犯情だけを重視するものであり、非行を起こした少年自身に注目し、その生い立ちや環境に関する問題を広く視野に入れて、少年の「健全育成」をめざす少年法の理念を根底から切り崩すものです。少年が抱える問題性を明らかにし、そこから「立ち直る」ことの大切さを、少年審判や少年院等で伝えられなくなるおそれがあります。

以上、今回の法制審「取りまとめ」（答申案）は、18・19 歳の事件を全件家裁送致にすることで現行少年法を「尊重した」体裁になっていますが、明らかに厳罰化であると考えます。それは、経済格差・教育格差が拡大する現在の日本社会において、少年や若年成人の「立ち直り」と再犯防止を一層困難にするものであり、強く反対します。

今後の法案化、法案審議において、18・19 歳の少年事件の実態について、客観的な統計資料や個別具体的な事例検討を行い、内容の改善・修正を行うよう求めます。

以上